

受付番号： 2021-017

課 題 名： 学生臨床実習への Covid-19 の影響

1. 研究の対象

研究対象者は当科にて臨床研修をおこなった4年次以降複数年度の学生

2. 研究期間

倫理審査委員会承認後から感染状況により2025年度まで

3. 研究目的

Covid-19の出現により世界の生活様式に変化がみられた。それは当院での学生教育にも影響し、感染者数増加の際には対面授業は中止され、Webによる実習に切り替わった。本学では、臨床実習終了後に学生による実習へのアンケートが実施されている。これらを活用し、Covid-19による学生臨床実習への影響を調査することを目的とする。

4. 研究方法

いままで集計された2019、2020、2021年度と今後得られるであろう2021年度の学生による実習アンケートを比較検討する。Covid-19の感染状況によっては、2025年度までデータ収集を行うこともある。各々の項目について統計学的手法を用いて解析する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

試料・情報の種類

医学部医学教育センターで保存している実習終了後の学生による臨床実習アンケートを使用。また、教員からの学生評価も使用する。

予定人数 150－250人（場合により増加）

評価項目：対面実習かWeb実習であったか。実習開始日、実習終了日

Q1. 患者さんと会話し、診察する機会が多かった

Q2. 医療チームの一員に組み込まれ、診療参加が促された

- Q3. 様々な症例を経験し、学ぶ機会が提供された
- Q4. 指導医の指導により、診療能力（医療面接、身体診察、臨床推論など）が向上した
- Q5. 診療録作成と日々の患者状態報告の機会は充実していた
- Q6. 指導医の態度・言動等から医師の心得(Professionalism)を学んだ
- Q7. 当該診療科の診療の特徴がよく理解できた
- Q8. 総合的に見て、当該診療科の臨床実習は充実していた
- 自由記述

教官からの評価項目：複数項目

得られたデータの統計解析の方法

データの正規性によることとなるが、Student's t-test, Welch's t-test, Mann-Whitney's U test, Bartlett test, One-factor ANOVA, Kruskal-Wallis test、等を予定している。

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて学生さんもしくは学生さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも学生さんに不利益が生じることはありません。

研究責任者：東北医科薬科大学医学部 耳鼻咽喉科学教室 佐藤輝幸

〒983-8536 仙台市宮城野区福室 1-15-1

TEL:022-290-8850(代)、FAX:022-259-1232

E-mail:teruyukisato@tohoku-mpu.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

【東北医科薬科大学個人情報保護方針】

<http://www.tohoku-mpu.ac.jp/others/o07/>

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合